

第4次保育環境改善及び民間移管計画の
取組の検証について
(検証結果報告書)

尼崎市 こども青少年局

令和7年11月

－ 目 次 －

はじめに.....	3
第1章 第4次計画に基づく民間移管の概要.....	4
1 事業目的	4
2 移管対象保育所	4
3 各保育所における応募状況	4
4 移管スケジュール	4
5 移管に係る諸条件	6
(1) 応募資格	6
(2) 利用定員	6
(3) 各種条件（主なもの）	6
6 移管法人の選定	6
(1) 選定委員	6
(2) 選定基準	7
(3) 選定方法	7
第2章 保護者アンケートの結果と課題等.....	8
1 アンケート概要	8
2 アンケート結果	8
(1) 移管前から入所している児童の状況	8
(2) 移管前と移管後の状況	8
(3) 保育の引継ぎ（移管前の共同保育、移管後の見守り訪問）	10
(4) 子どもの様子など保育園と保護者の関係	10
(5) 保育士の対応	11
(6) 保育内容	11
(7) 施設管理	12
3 アンケート結果のまとめと課題等	12
第3章 求める成果の達成状況や課題等.....	14
1 第4次計画における実績	14
2 多様化する保育ニーズへの対応	14
3 老朽化した保育施設の環境改善	15
4 待機児童の解消	15
5 効率的な保育所運営	16
第4章 第4次計画の取組の検証結果.....	17
1 総括	17
2 民間移管に係る個別検証	17
(1) 移管スケジュール	17
(2) 移管に係る諸条件	17
(3) 移管法人の選定方法	19
3 今後の民間移管について	20
(1) 保育の質と十分な準備期間の確保	20
(2) 子どもへの配慮	20
(3) 保護者意見の反映	21
(4) 十分な情報提供	21
(5) 建替を基本とした移管	21

はじめに

本市では、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うため、平成10年度から、基本方針と4次に渡る基本計画に基づき、公立保育所の民間移管を進めてきました。

民間移管に当たっては、保育所ごとに移管条件を定め実施していますが、第3次計画公表後に、保育所廃止処分（廃止条例の可決）の取消請求訴訟など民間移管に関する5件の訴訟が提起されるなど、保護者の不安解消が大きな課題となりました。このため、民間移管の取組に係る課題を明らかにするとともに、移管手法や民間移管の実施基準、移管後のアフターフォロー等に係る検証を行い、その結果を、平成28年9月に「公立保育所民間移管の取り組みの検証について」として取りまとめました。

こうした検証等を経て、平成29年3月に第4次保育環境改善及び民間移管計画（以下「第4次計画」という。）を策定し、令和元年度から令和6年度にかけて公立保育所6所の民間移管を進めてきましたが、改めて民間移管を実施した6所について、アンケート等から得られた保護者意見や民間移管の成果などを基に検証を行うとともに、その結果に基づき今後の民間移管の方向性を示し、円滑な民間移管につなげてまいります。

■公立保育所民間移管の経緯

時期	H10～H14	H16～H19	H21～H28	R1～R6	R7
計画期間	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	
移管保育所数	10所	5所	9所	6所	
実施根拠	基本方針	行財政改革第1次推進計画に係る保育所移管計画の基本方針(H14.6策定)	公立保育所の今後の基本的方向(H14.6策定)	公立保育所の今後の基本的方向(H19.9策定)	
	基本計画	(H8.8策定)	保育環境改善事業計画(H15.5策定)	保育環境改善及び民間移管計画(H19.9策定)	第4次保育環境改善及び民間移管計画(H29.3策定)
検証		公立保育所民間移管の取り組みの検証について(H28.9策定)			第4次保育環境改善及び民間移管計画の取組の検証について(R7.11策定)

第1章 第4次計画に基づく民間移管の概要

1 事業目的

平成19年9月に策定し、公立保育所が今後果たすべき役割や適正規模等を定めた「公立保育所の今後の基本的方向」（以下「基本的方向」という。）に沿って、本市の限りある資源を最大限活用しながら、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、公立保育所の民間移管を計画的に実施しました。また、移管法人の選定に当たっては、これまでの公立保育所の保育所運営・保育内容を継承しつつ、子ども達のより良い成長のために保護者との意思疎通に努め、安定的・継続的な運営を行い、子ども・保護者・地域等との信頼関係を構築できる法人を選定することとしました。

2 移管対象保育所

移管年度	旧保育所	現施設名	移管法人	移管方法
R1	塚口北	塚口北ふたば保育園	ふたば福祉会	建物を無償譲渡
R2	富松	とまつゆうゆう保育園	来夢	移転建替（富松幼稚園跡地）
R3	神崎	神崎認定こども園	道心	現地建替（園庭での建替）
R4	元浜	もとはまないろ保育園	ルシエンス会	現地建替（建替期間中、旧大庄南地域学習館に仮移転）
R5	七松	七松保育園	福進福祉会	現地建替（建替期間中、旧北難波保育所に仮移転）
R6	南武庫之荘	ちきゅうっこ南武庫之荘保育園	光会	現地建替（園庭での建替）

3 各保育所における応募状況

移管年度	旧保育所	募集年度	応募			移管先			移管法人
			市内	市外	合計	市内	市外	合計	
R1	塚口北	H29	2	2	4	1	0	1	ふたば福祉会
R2	富松	H29	2	1	3	1	0	1	来夢
R3	神崎	H30	0	2	2	0	1	1	道心
R4	元浜	R1	1	0	1	1	0	1	ルシエンス会
R5	七松	R2	3	1	4	1	0	1	福進福祉会
R6	南武庫之荘	R3	0	2	2	0	1	1	光会

4 移管スケジュール

民間移管のスケジュールを大別すると、公立時代の園舎を法人に無償譲渡しそのまま使用してもらう場合と、建物を建て替える場合の2つのパターンがあり、無償譲渡の場合は移管年度の2年前から、建替の場合は3年前から、それぞれ移管に向けた取組を始めています。

第4次計画では、無償譲渡が1件、建物の建替が5件ありました。

(無償譲渡の場合)

時期	スケジュール
移管2年前	6月頃 保護者への説明、関係団体との調整等
	10月頃 尼崎市立保育所移管法人選定委員会の設置
	11月～1月頃 移管法人の募集
	2月～翌年7月頃 ⑤選移管法人の選定（①書類審査、②保護者向けプレゼンテーション、③面接審査）
	（任意） ⑤選（実地調査）
	8月 ⑤選最優良法人の市への報告
移管前年前	9月 移管法人の決定
	9月～3月 引継ぎの実施
	10月 三者協議会（保護者代表、移管法人、市の三者で構成する会議体で移管後3年程度設置するもの）の設置
	12月 市議会に保育所設置管理条例改正議案を提出
	2月～3月 共同保育（移管園に勤務予定の法人職員（施設長、保育士等）が、移管前に公立保育所の保育士とともに実際に保育を行うもの）の実施
	当年度 4月 民間移管の実施
当年度	4月～9月 見守り訪問（移管後のフォローとして、公立保育所の前所長や保育士が移管園を訪問し、見守り活動を行うもの）の実施

※ ⑤選は、移管法人選定委員会の所掌事務。

(建替の場合)

時期	スケジュール
移管3年前	6月頃 保護者への説明、関係団体との調整等
	6月～10月 現地調査（アスベスト調査・測量・遊具除去等）
	10月頃 尼崎市立保育所移管法人選定委員会の設置
	11月～1月頃 移管法人の募集
	2月～翌年7月頃 ⑤選移管法人の選定（①書類審査、②保護者向けプレゼンテーション、③面接審査）
	（任意） ⑤選（実地調査）
移管2年前	8月 ⑤選最優良法人の市への報告
	9月 移管法人の決定
	10月 三者協議会の設置
	（随時） 遊具除去等
	4月～3月 引継ぎの実施
	4月～3月 移管法人による新園舎建設工事
移管前年度	12月 市議会に保育所設置管理条例改正議案を提出
	2月～3月 共同保育の実施
	4月 民間移管の実施
	4月～9月 見守り訪問の実施

※ ⑤選は、移管法人選定委員会の所掌事務。

※ 一部の保育所では新園舎建設工事の工期延長や見守り訪問の実施期間の延長がありました。

5 移管に係る諸条件

移管に伴う保育環境の変化を最小限にし、保護者や子どもに不安が生じることのないよう、次の条件を定めて募集を行いました。

(1) 応募資格

社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人（設立準備団体等を含む。）であること。（新設法人を含む。）

(2) 利用定員

定員増を要件とする。（元浜保育所を除く。）

(3) 各種条件（主なもの）

ア 土地・建物

- ・土地は、市有地を貸付。ただし移管後10年間は無償貸付とし、それ以降の貸付料は、所定の方法で算出した額の2分の1相当
- ・建物は、無償譲渡又は市が指定する用地に法人が建設（現地建替又は移転建替）

イ 職員配置

- ・施設長は、児童福祉施設に10年以上かつ幹部職員（主任以上）3年以上の勤務実績（新設法人は10年以上かつ幹部職員6年以上）
- ・保育士は、実務経験10年以上の者を2人以上及び実務経験4年以上を3分の1以上

ウ 保育内容の最低条件

- ・公立保育内容の継承
- ・0歳児保育（乳児保育（産休明け））の実施
- ・延長保育の実施
- ・障害児保育の実施
- ・一時預かり事業の実施
- ・地域の子育て支援事業の実施
- ・宗教的行事の禁止

エ 保護者の安心に資する諸条件

- ・引継ぎ（移管決定後、半年（建物を無償譲渡する場合）又は1年程度（建替の場合））
- ・共同保育（移管前2か月間）
- ・見守り訪問（移管後6か月間）
- ・三者協議会の運営（移管法人決定後～原則移管後3年程度）

6 移管法人の選定

移管法人の選定は、本市の付属機関「尼崎市立保育所移管法人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行っています。選定委員会が選定結果（最優良法人の候補）を本市に報告し、その意見を参考に本市が移管法人を決定します。

(1) 選定委員

選定委員会は、例年、学識経験者3名（児童福祉に専門的知見を有する者から2名、法人

経営に専門的知見を有する者（公認会計士）から1名)、社会・児童福祉関係団体から1名、
移管対象保育所に入所している子どもの保護者から2名の合計6名で構成しています。

(2) 選定基準

公立保育所の保育内容を継承しつつ、子どもたちのより良い成長のために保護者との意思疎通に努めながら安定した運営を行い、子ども・保護者・地域等との信頼関係を構築できる法人を選定します。

(3) 選定方法

ア 書類審査

法人から提出された書類を基に評価を行います。書類審査に当たっては、審査項目ごとの評価で1項目でも過半数の委員が最低評価をした場合や委員の点数を合計して最低基準点に満たない場合は選定の対象外とする基準を設けています。

イ 保護者向けプレゼンテーション

書類審査を通過した法人は、保護者向けプレゼンテーションとして、移管後の保育運営や施設概要等に係る説明を保護者に対して実施し、市は、後日、その様子やプレゼンテーションに係る保護者からの意見を選定委員会に報告し、面接審査の参考とします。

ウ 面接審査

書類審査を通過した法人に対し、理事長・施設長（予定者）によるプレゼンテーションを課し、その内容と質疑応答の結果に基づき評価を行います。

エ 実地調査の実施（任意）

書類審査、面接審査の総合評価の結果、評価1位の法人が既に保育所を運営している場合、選定委員会の判断で実地調査ができるとしています。（実地調査の結果、委員の過半数が審査内容と著しい相違があると判断した場合は、次点の法人の実地調査を行うことがあります。）なお、実地調査は点数評価の対象としていません。

第2章 保護者アンケートの結果と課題等

1 アンケート概要

移管した保育園の保護者を対象にした移管への不安感や移管後の保育内容、園運営に関する満足度について、各保育園の移管後にアンケート調査を実施しました。

対象園数 ()内は旧保育所名	6園（塚口北、富松、神崎、元浜、七松、南武庫之荘）
実施年度	R1～R6
対象世帯数	412世帯
回収世帯数	291世帯
回収率	70.6%

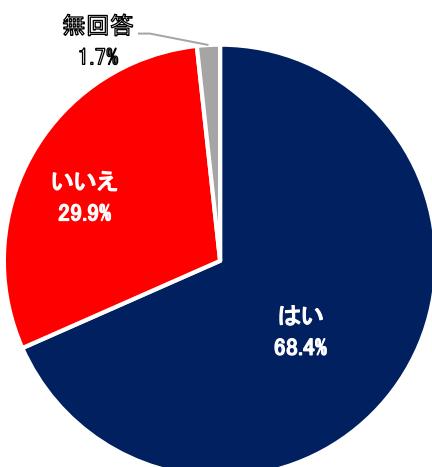
※ 上記は移管後1年目（半年後）のアンケート概要です。

2 アンケート結果

(1) 移管前から入所している児童の状況

移管前から入所していたと回答した保護者の割合が7割弱を占めました。

Q 移管前から入所していたか



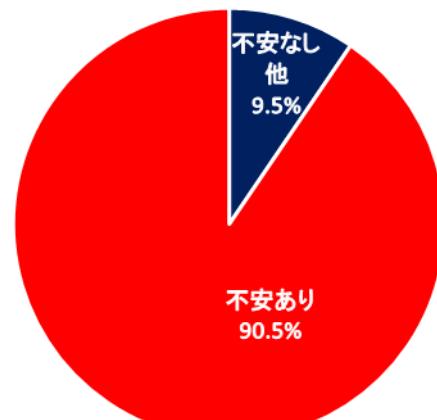
※全保護者対象

(2) 移管前と移管後の状況

ア 移管前

9割を超える保護者が「移管前に不安があった」と回答されました。具体的には、「保育士に入れ替わること」「移管後の保育士の年齢や経験等」「移管後の保育内容」に関する不安が多く見られました。

Q 移管前に不安はあったか



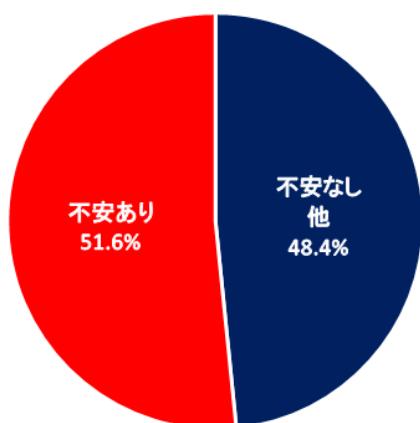
※移管前からの入所児童の保護者のみ回答

イ 移管1年目（半年後）

移管半年後においても不安があると回答した保護者の割合は5割を超え、移管前と同様、保育士や保育内容に関する不安が多く見られました。具体的には、「若い先生が多く、こどもに目が行き届いていないように感じる」「保育士間の連携不足」「保護者への連絡が不十分」といった内容でした。一方、「建物が新しくなり衛生面が改善した」「セキュリティが向上した」「臨機応変に対応してくれる」との声もありました。

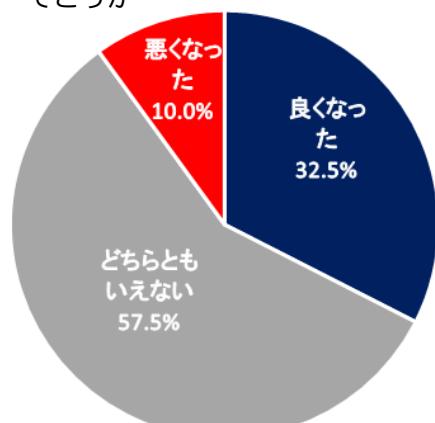
また、公立保育所の時との比較では「どちらとも言えない」との回答が6割弱を占め、最も多い結果となりました。施設管理・安全面を評価する声や、「朝の延長保育が実施されてありがたい」「イベントや行事が増えた」などの肯定的な意見が多く見られましたが、一方で、「保育士不足で余裕がない」「保育士同士の連携が取れてない」「保護者への連絡が不十分」「保育の質が下がった」との意見もありました。

Q 移管半年後においても、不安はあるか



※移管前からの入所児童の保護者のみ回答

Q 民間移管後、公立保育所の時と比較してどうか

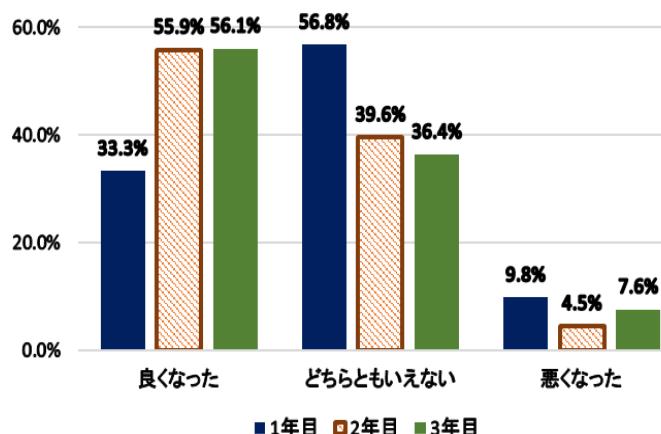


※移管前からの入所児童の保護者のみ回答

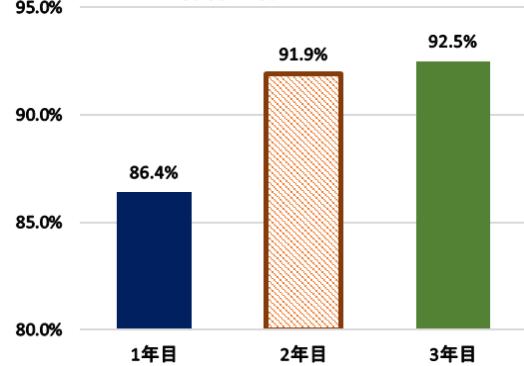
ウ 移管3年後

移管後3年が経過した移管園4園におけるアンケート結果の経年比較を見ると、当初、民間移管に不安を感じていた保護者も、時間の経過とともに不安は解消され、「民間移管後、よくなつた」と回答する保護者割合が増加しています。

民間移管後、公立保育所の時と比較してどうか



一人一人のこどもを大切にした保育が行われている



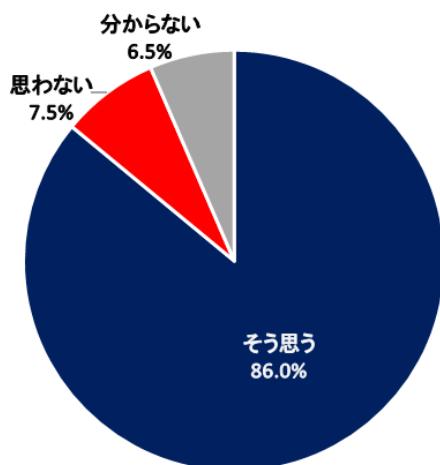
※上記グラフはいずれも移管3年目アンケートを実施した4園の平均値

(3) 保育の引継ぎ（移管前の共同保育、移管後の見守り訪問）

移管前に公立保育所から移管法人に保育等の引継ぎを行うため、共同保育を実施しますが、共同保育に肯定的な意見が9割弱を占めました。「共同保育の間に少しずつ新しい保育士の顔を覚えたり、こども達には必要な時間だと思った」「新しい担任の先生に慣れるのが早かった」などの意見がありました。その一方、「共同保育に来てくれる移管法人の保育士が少なく、不安になった」「共同保育の期間が短い」との意見もありました。

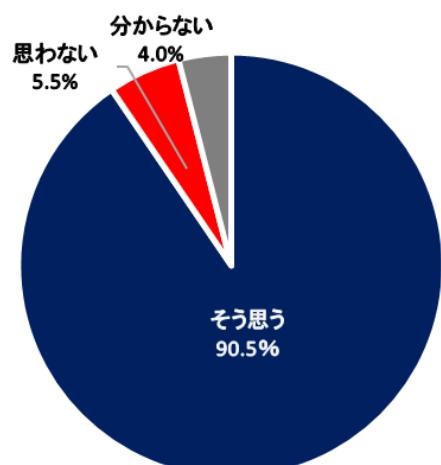
また、移管後の見守り訪問に肯定的な意見が9割を超みました。「移管直後の不安が多い時期に、公立時代の保育士に入っていただき、とてもありがたかった」「公立の保育士がいてくれて、とても安心できた」などの意見がありました。

Q 共同保育は、こども・保護者の不安解消や円滑な民間移管に寄与したか



※移管前からの入所児童の保護者のみ回答

Q 移管後の見守り訪問は、こども・保護者の不安解消や円滑な民間移管に寄与したか



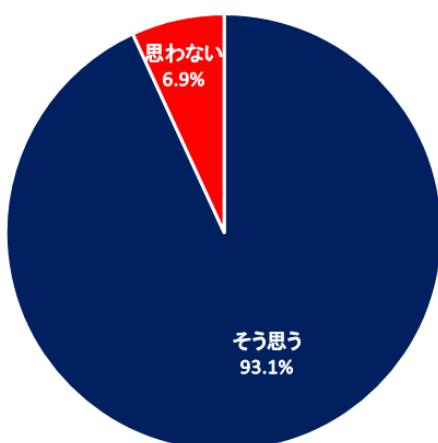
※移管前からの入所児童の保護者のみ回答

(4) こどもの様子など保育園と保護者の関係

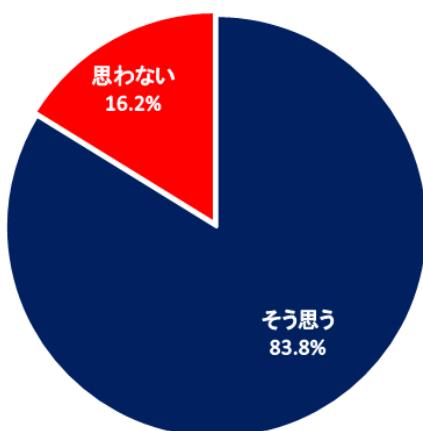
9割以上の保護者が、こどもを保育園に安心して預けられていると回答しました。「こどもだけでなく保護者にも寄り添ってくれる先生ばかりで安心して通わせられる」「朝、こどもが保育士に抱きつきに行っている姿を見て、安心している」などの意見が多い一方、「もう少し保育時間中の様子を知ることができればありがたい」「園児が感染症に罹患した場合に感染症に関する情報を速やかに共有してほしい」といった保育園側に情報提供を求める意見もありました。

また、こどもの様子について保育園側と円滑に共有できているかについては、8割以上の保護者が共有できているとのことでした。「連絡帳で我が子の様子を教えてもらえる他、クラス全体の一日の様子を園内に掲示している」「保育園での様子がアプリで知ることができ大変便利」など肯定的な意見が多いですが、一方、「保育士がいつも忙しそうで、声をかけづらい」「掲示物に気づかない時があるので、口頭で伝えたり他の手段を活用するなどしてほしい」などの意見ありました。

Q こどもを保育所に安心して預けられるか



Q こどもの様子を保育園側と円滑に共有できているか

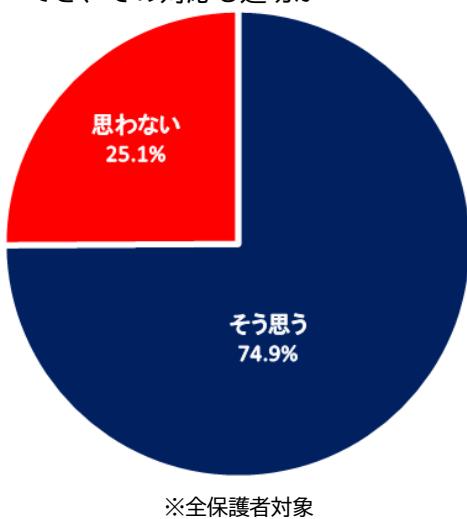


(5) 保育士の対応

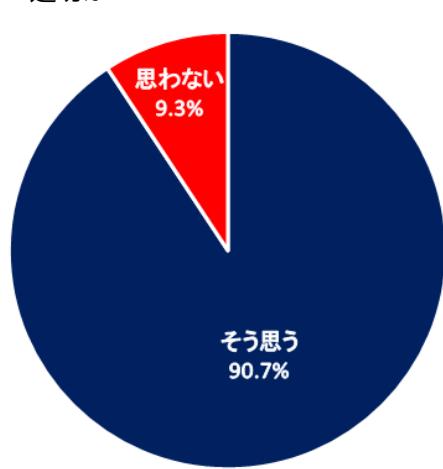
7割以上の保護者が移管法人の保育士に気軽に相談でき、対応も適切であると回答しました。「いつも笑顔でこどもの様子を報告してくれる」など肯定的な意見が多い一方で、「保育士に余裕がないのが伝わり、相談するのを躊躇してしまう」との意見もありました。

また、約9割の保護者がこどもへの対応は適切であると回答しました。「保育士はいつも笑顔で対応してくれている」「お迎えの時に、一日の様子を教えてくれる」など肯定的な意見が多い一方、「こどもに否定的な言葉を使ったり、叱り方がきついと感じることがある」「保育士間の連携が不足している」などの意見もありました。

Q 移管後、移管法人の保育士に気軽に相談でき、その対応も適切か



Q 移管法人の保育士のこどもへの対応は適切か



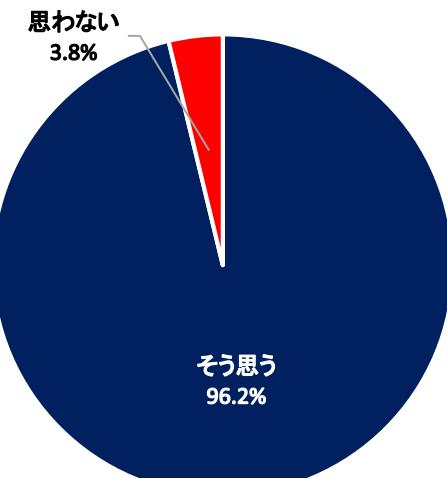
(6) 保育内容

9割以上の保護者が、こどもが移管後の保育園で楽しく過ごしていると回答しました。「お迎えに行くと、こどもがいつも元気でニコニコしていて、一日楽しく過ごせたと感じる」「少し気になることがあった時も、翌日先生に伺って、原因や対応を教えていただき、不安がすぐに解消される」など肯定的な意見がほとんどでした。

また、一人一人のこどもを大切にした保育が行われているかに関しては、9割弱の保護者

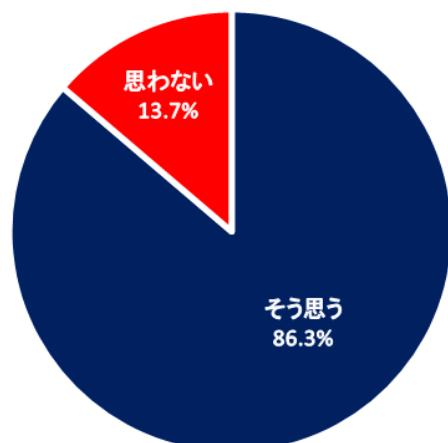
が行われていると回答しました。「こどもに寄り添った保育をしてくれている」など肯定的な意見が多い一方、「先生が日々の保育に追われて、一人一人の声をあまり聞けていないようを感じる」「保育士がこども一人一人をよく見ることができていない」などの意見もありました。

Q こどもは保育園で楽しく過ごせているか



※全保護者対象

Q 一人一人のこどもを大切にした保育が行われているか



※全保護者対象

(7) 施設管理

施設管理については、多くの保護者が「園内の清掃が行き届いている」など肯定的な意見が多く、安全対策についても、「こどもたちが過ごしやすいように、部屋や物品の配置を工夫してくれている」「門の鍵が常に施錠され安全面に配慮されている」など肯定的な意見が多くありました。一方、一部の園では「送迎時、いつも門の鍵が開いているのが気になる」との意見もありました。

3 アンケート結果のまとめと課題等

公立保育所の民間移管に関しては、主に「公立保育所から法人保育園に変わることで、保育内容やサービスが大きく変わるものではないか」「法人保育園は若い保育士の入れ替わりが多く職員配置が安定しないのではないか」「民間移管に伴い保育の質が低下するのではないか」「法人保育園では、保護者の意見を聞いてもらえないなくなるのではないか」といった不安や懸念を多く伺いますが、アンケート結果からは、民間移管に係る保育の引継ぎや、民間移管後の保育園と保護者の関係、保育士の対応や保育内容のほか、施設管理に関しては概ね良好と言えるもの、特に移管前や移管直後において保護者の不安が多いことがわかります。また、移管後、実際に法人保育園の保育を経験し、三者協議会などで法人との対話を重ねることで、当初、民間移管に不安を感じていた保護者も、時間の経過とともに不安が解消され、「民間移管後、よくなつた」と回答する保護者割合が増加しています。

一方、アンケート結果に見られる様々な課題に対しては、今後、解決に向けた取組について検討していく必要があります。

【アンケート結果に見られる主な課題】

- ・移管法人の保育士の確保や配置状況、保育内容
- ・共同保育の実施期間及び移管法人の共同保育への参加保育士数
- ・移管後の見守り訪問の体制
- ・保育の質や保育士間の連携
- ・保護者と保育士のコミュニケーション

第3章 求める成果の達成状況や課題等

1 第4次計画における実績

保育環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、本市の限りある資源を最大限活用しながら、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、公立保育所の民間移管を計画的に実施しました。第4次計画における実績は次のとおりです。

■第4次計画における実績（令和元年度～令和6年度）

求める成果	項目	実績	備考
①多様化する保育ニーズへの対応	0歳児保育の実施	6所	うち3所は移管前から実施
	延長保育の拡充	6所	
	障害児保育の実施	6所	移管後も継続
	一時預かり事業の実施	6所	
	地域の子育て支援事業の実施	6所	移管後も継続
②老朽化した保育施設の環境改善	移管による建替工事の実施	5所	工事主体は法人
	移管後の改修工事の実施	1所	工事主体は法人
③待機児童の解消	定員増	60人増	元浜保育所は15名減
④効率的な保育所運営	構造改善効果額 (単年度累計額)	約5億円	投資的経費、建替経費、一時的経費は除外
	職員定数削減数	69人減	保育士(所長含む)、調理師の定数削減数

2 多様化する保育ニーズへの対応

第4次計画における民間移管では、公立保育の継承とともに0歳児保育の実施、延長保育の拡充、障害児保育、一時預かり事業、地域の子育て支援事業（園庭開放など）の実施等を移管条件に定めて法人の募集を行い、移管園の全てでこれら保育サービスが提供されるほか、民間の保育施設の持つ柔軟性や効率性を活かして、こども、保護者及び地域のニーズに即した対応を迅速かつ丁寧に進めています。

一方で、昨今の保育環境を取り巻く社会情勢は大きく変化し、就労する保護者の増加等に伴う保育所利用申請者数の大幅増や、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談・対応件数の増加など、保育ニーズは更に多様化しています。また、特別な支援が必要なこども（障害児など）、医療的ケア児、家庭での養育環境に課題のあるこどもや日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもの増加・顕在化に伴い、保育施設に期待される役割は一層深化・拡大しています。今後は、こうした地域の保育ニーズ、各保育施設の状況等も踏まえて、移管条件を検討していく必要があります。

3 老朽化した保育施設の環境改善

本市では、昭和40年代から50年代にかけて集中して整備した公立保育所の老朽化が課題となっていました。第4次計画に基づき移管した6所のうち5所において、移管法人による園舎の建て替えが進められ、保育環境の改善が進みました。また、現保育施設を無償譲渡した保育施設においては、移管後3年以内に（定員増を目的とした）改修工事が実施されましたが、近い将来に建替を実施せざるを得ないといった二重の投資・負担に係る課題も生じています。

今後も各施設の状況に応じた保育環境の改善とその支援を進めていく必要がありますが、敷地が狭小で園庭での建替が難しい保育所を民間移管する場合においても、移管法人による建替を軸とした移管条件の設定など、移管後の安定的な園運営に向けた移管条件を検討する必要があります。

■老朽化した施設の改善状況

移管年度	旧保育所	建築年	構造	移管手法
R1	塚口北	S61	鉄筋コンクリート造り	現園舎の無償譲渡 移管後3年以内に改修工事実施
R2	富松	S46	軽量鉄骨造り	移転建替(富松幼稚園跡地)
R3	神崎	S57	鉄筋コンクリート造り	園庭建替
R4	元浜	S43	軽量鉄骨造り	現地建替(R2.11～R4.3まで旧大庄南地域学習館に仮移転)
R5	七松	S44	軽量鉄骨造り	現地建替(R4.1～R5.3まで旧北難波保育所に仮移転)
R6	南武庫之荘	S47	鉄筋コンクリート造り	園庭建替

4 待機児童の解消

待機児童の解消に向けて、第4次計画期間中、移管園合計で60人の利用定員の増を行いました。本市の待機児童は、第4次計画初年度の令和元年4月が148人、令和2年4月には236人を記録しましたが、民間移管による定員増の他、認可保育所等の新設、定員の弾力化の活用による児童の受け入れ枠の拡大など保育の量の確保、保育士の確保・定着化など様々な取組を行った結果、令和7年4月時点で6名にまで減少しています。今後、待機児童の解消を目的に定員増を要件にしていた利用定員については、要件緩和も含めた検討が必要です。

■利用定員の増減

移管年度	旧保育所	移管前定員	移管後定員	増減
R1	塚口北	40	60	20
R2	富松	100	120	20
R3	神崎	80	90	10
R4	元浜	60	45	▲15
R5	七松	60	80	20
R6	南武庫之荘	130	135	5
合計		470	530	60

5 効率的な保育所運営

公立保育所では、日々の保育にかかる運営費を市と利用者（応能負担）の利用料で負担していますが、法人保育園では、国、県、市、利用者（応能負担）の四者で負担しています。本事業を通じて社会福祉法人に運営を移管することにより、公立保育所のときに市が負担していた運営費（公定価格から利用者負担分を減じたもの）は、国（1/2）・県（1/4）・市（1/4）の三者で負担することになるため、市の財政負担は軽減され、生み出された財源を多様化する保育ニーズへの対応など子育て支援策等に充てることが可能となります。なお、第4次計画における構造改善効果額は、6所合計で単年度当たり約5億円になります。

また、第4次計画においては、公立保育所の民間移管を通じて69人の職員定数削減に取り組みました。保育環境を取り巻く社会情勢の変化や保育ニーズの多様化等に伴い、保育現場の業務量が増加する一方、人的資源は限られており、保育現場における一層の効率的・効果的な職務環境の構築が必要です。

■第4次計画における構造改善効果額

移管年度	旧保育所	構造改善効果額	備考
R1	塚口北	68,608千円	移管前= 82,818千円、移管後=14,210千円
R2	富松	104,348千円	移管前=148,434千円、移管後=44,086千円
R3	神崎	91,905千円	移管前=133,537千円、移管後=41,632千円
R4	元浜	62,504千円	移管前= 88,056千円、移管後=25,552千円
R5	七松	66,313千円	移管前= 93,832千円、移管後=27,519千円
R6	南武庫之荘	106,462千円	移管前=157,402千円、移管後=50,940千円
合 計		500,140千円	

第4章 第4次計画の取組の検証結果

1 総括

第4次計画の取組に当たっては、民間移管が決まった保育所での保護者説明会の実施、選定委員会への保護者代表の参画や三者協議会の設置、移管条件に一定の経験年数以上の保育士の配置を求めるなどの措置、引継ぎ、共同保育、見守り訪問などを通じて、保護者へ十分な情報提供を行うとともに、必要に応じた保護者意見の反映や保育環境の変化によるこどもへの影響を最小限に抑える取組を実施しました。これらの取組は、保護者アンケートの結果や公立保育所時代の前所長や保育士、移管園の施設長等からも有用との声が多く寄せられていることから、こうした取組は基本的にこれまでどおりとしつつ、今後の民間移管に当たっては、移管に伴う保護者の不安を解消していくための取組や移管後の適正かつ安定的な園運営に向けた取組を更に進めています。

2 民間移管に係る個別検証

(1) 移管スケジュール

無償譲渡の場合、移管法人決定後の引継ぎ期間が6か月しか取れず、建替の場合と比べて期間が短くなっています。引き継ぐ側（市）、引き継がれる側（法人）双方にとって負担の大きいスケジュールになりました。

今後の民間移管においては、更なる引継ぎ期間の確保に向けて検討します。

(2) 移管に係る諸条件

ア 応募資格

民間移管に当たっては、公立保育所の保育内容の円滑な継承や、こどもや保護者への受入環境の変化等の影響を考慮し、移管の対象をこれまで社会福祉法人に限定してきましたが、平成29年度から令和5年度にかけて認可保育所設置運営法人の募集を行った際、社会福祉法人に加え学校法人その他の事業主体も対象にした事例もあります。

民間移管の対象を公共性の高い社会福祉法人に限定するのは一定の合理性があると考えられます。しかし、第5次計画以降の応募法人の検討に当たっては、こうした事例との整合も含め考え方を整理します。

イ 職員要件

移管園に配置される保育士については、全国的に保育の必要な児童数の増加や保育時間の長時間化などによる需要増のために保育士が不足しており、事業者から移管条件に定める職員要件の緩和を求める声がある一方、移管に伴う保護者の不安の中に移管後の保育士に関するものが多いことから、移管園における保育の質を確保するため、一定の経験年数を持つ保育士がバランスよく配置される必要があるものと考えられます。また、施設長についても児童福祉施設における一定の経験年数は必要であると考えられます。

今後の移管条件を検討するにあたり、事業者、保護者双方の立場から慎重に検討します。

ウ 保育内容

保育所保育指針に定める適切な保育や公立保育内容の継承は今後も引き続き進めていきますが、保育環境を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、多様化する保育ニーズに応じた移管条件を検討していくとともに、利用定員増や0歳児保育などは、地域の保育ニーズ等も踏まえ検討していきます。また、保育現場での業務の一層の効率化に向けてＩＣＴ化を移管条件に設定することも合わせて検討します。

エ 保護者の安心に資する諸条件

(ア) 引継ぎ

移管前の保育内容を継承するため、移管法人決定後、公立保育所の職員と移管法人の施設長等が、保育方針・指導計画、各種行事、安全対策など多くの引継ぎを行っています。また、在園児についての個別的な引継ぎも合わせて行っています。

移管法人の施設長等からは、「引継ぎを受けた子どもの内容が共同保育でより詳細に知ることができた」などの声があり、スムーズな移管に資するものであるため、事業者と市の双方が連携し、より充実した保育内容の引継ぎが行われるよう検討します。

(イ) 共同保育

移管法人の保育士が移管前から保育に参加し在園児との関係を構築するため、移管前年度の2月と3月の2か月間、本市の保育士等と移管法人の保育士等が共同で保育を行います。共同保育は、移管に伴う子どもへの保育環境の変化を最小限に抑えることを主目的にしていますが、法人側も、共同保育の期間を通じて無理なく子どもと関わりながら保育の役割を段階的に引き継ぐことができ、移管前から子どもや保護者と交流することで双方のコミュニケーションが図られ、信頼関係も構築でき、移管後の円滑な園運営につながる大きなメリットがあります。

共同保育に関し、移管法人の保育士からは、「共同保育の期間で子どもや保護者との関係ができ、スムーズなスタートが切れた」との声が多く、公立保育所の保育士からも、「共同保育への参加頻度が高かった法人は、共同保育の期間中に子どもとの関係が築かれ、移管後の子どもの適応も早かった」との意見がありました。その一方、移管前に他の保育所に勤務していたなどの理由により、共同保育への参加が十分とはいえないかった事例も見られました。

今後は、移管法人に共同保育の目的を理解してもらい、十分な体制で参加してもらえるような条件設定を検討するとともに、共同保育の期間も合わせて検討します。

(ウ) 見守り訪問

民間移管後の法人と保護者との橋渡しをするなど、公立保育所の保育の継承が円滑に行われるよう、見守り訪問として、公立保育所時代の前所長や保育士が移管園を訪問しアドバイスや保育の見守りを行っています。具体的には、前所長が移管後半年間、幼児・乳児の保育士が1名ずつ4か月間、それぞれ訪問しています。

保護者からは、「特に移管当初は法人保育士がバタバタと慌ただしく、なかなか声をかけづらかった」との声が多く聞かれました。さらに園舎の建替などにより、移管後、全て

が新しい環境になるため、保護者が保育環境の変化に慣れるまで時間がかかり、その間、見守り保育士の存在が保護者に安心感を与える事例も数多く見られました。見守り訪問の期間中、移管園に関する保護者からの意見や相談を見守り保育士が仲介するケースも多くありましたが、法人保育士からは、「見守り保育士による細かく実践的な引継ぎや、こだわりのあるこどもへのフォローなど、細かい助言が、年度当初の余裕のない時期に助かった」との意見もありました。一方で、一部の法人からは、「相談があれば、直接、法人保育士に相談してほしかった」との意見も聞かれました。

多くの保護者は、移管後の保育に不安を抱えているため、法人保育士側から積極的に保護者に声をかけ、保護者からの相談にしっかり対応することが法人への信頼につながります。保護者へのきめ細やかな情報提供と合わせて移管園の努力が必要です。また、第4次計画では、移管後の保護者の不安を勘案し、見守り訪問の体制を強化の上で1年間継続した事例もありました。移管後の対応については、顔の見える関係、相談しやすい関係を築き、移管園の運営が円滑に進むよう、今後の見守り訪問の体制について検討します。

(I) 三者協議会

円滑な移管を進め保護者の意見を聞く場として、保護者代表、移管法人、市の三者からなる三者協議会を設けています。第4次計画においても、移管に伴う様々な事項（保育方針・指導計画、各種行事、安全対策、保護者との連携、保健・給食、施設関係等）を協議し、三者の合意形成を図っています。移管園ごとに設置しており、三者協議会開催後は市で議事要旨を作成のうえ全保護者に配付するなど保護者への情報共有を図っています。

三者協議会は、保護者意見を反映させる仕組みとして極めて重要な役割を担っており、今後も継続して運用していきます。

■移管に当たっての引継ぎ等の開催状況

移管年度	旧保育所	保護者説明会等	引継ぎ	共同保育期間	見守り訪問期間	三者協議会	
						移管前	移管後
R1	塚口北	4回	5回	2か月	6か月	5回	5回
R2	富松	3回	4回	2か月	6か月	9回	8回
R3	神崎	3回	4回	2か月	6か月	7回	12回 ^{※1} (継続中)
R4	元浜	2回	3回	2か月	6か月	7回	10回
R5	七松	2回	3回	2か月	6か月	9回	9回(継続中)
R6	南武庫之荘	2回	3回	2か月	12か月 ^{※2}	10回	9回(継続中)

※1 保護者からの強い要望を受け、通常、移管後3年目までのところ5年目も継続。

※2 保護者の不安に寄り添うため、見守り体制を強化の上で1年間継続。

(3) 移管法人の選定方法

ア 選定審査の厳格化と適格団体が無い場合の対応

第4次計画では、保育士の離職率の高さや移管法人の系列保育施設における不適切保育に関する報道により保護者に対し深刻な不安を招いた事案が発生しています。民間移管がこどもへの保育に不安を与えることがないよう十分配慮し、保護者の不安を速やかに解消

の上、公立保育所と同等の保育を受けられるよう留意する必要があります。そのためには、過去の課題を踏まえ、移管条件や選定審査の厳格化に係る検討を行います。また、選定審査の厳格化に伴い、基準点を満たす団体がない場合は「適格団体なし」とする運用が考えられます。その場合、再募集の方法や後に続く移管園の移管年度が遅延することも含め運用方法を検討します。

イ 選定審査における項目や配点の見直し

第4次計画における選定審査では、書類審査の配点を面接審査の配点よりも高くしていました。そのため、書類だけでは分からぬ経営者・施設長（予定者）の人柄や保育理念、実際の現場で行われる保育内容といった重要な要素の評価が、選定審査に十分に反映されていないことも考えられます。現場目線、保護者目線で保育の質の確保につながる仕組み、保護者や子どもの安心につながる仕組みを設け、その比重を高めていくことが重要です。今後、本市が望む保育の質を備えた法人が選定されるよう、基準に達しない法人は、選定の対象外にするなど配点上の工夫を検討します。

ウ 実地調査等の必要性

選定委員会において、応募法人の系列保育施設でどのような保育が行われているのかを知ることは、保護者の不安払拭と、より良い法人選定につながることから、系列保育施設の実地調査の実施、系列保育施設での所轄庁による法人及び施設の指導監査結果等の把握等について検討します。なお、実地調査を必須化する場合、系列保育施設の有無が審査に影響を与えることから、選定審査の公平性の観点から新設法人の応募を認めず、既設法人に限定することについても検討します。

3 今後の民間移管について

これまでの第4次計画の検証結果を踏まえ、より丁寧な民間移管を進めていくための見直しや整理を行い、保護者の理解と不安解消に努めながら、移管後の適正かつ安定的な園運営の確保に努めます。

(1) 保育の質と十分な準備期間の確保

保育の質を確保し、保育内容の充実が図られるよう優良な法人を選定するとともに、移管までの十分な準備期間を確保します。そのため、選定委員会が法人の運営する施設の実地調査を行い、保育内容を確認の上で選定を行います。また、移管法人には、一定の保育経験を有する施設長及び保育士の確保や、引き続き移管後の園運営を客観的に評価する第三者評価の受審を義務付けるなど、移管後の保育の質の確保と向上を図ります。加えて、保護者に民間移管の情報がしっかりと伝わるよう周知に努めるとともに、移管前の引継ぎ・共同保育の期間から移管後を見据えた法人と保護者の関係づくりが進むよう支援していきます。

(2) こどもへの配慮

保育の質が確保される移管条件を設定するとともに（移管前の十分な引継ぎと共同保育、移管後の見守り訪問の実施等）、こどもに保育環境の変化による影響を極力与えないよう、移管前の1年間に渡って保育内容や個々のこどもの特性を踏まえた関わりを段階的に引き継い

でいきます。また、移管法人の保育士とこどもとの間で円滑な関係ができるとともに、法人と保護者の間で信頼関係が構築できるよう共同保育の期間などの条件設定を検討します。加えて、移管後も、公立保育所時代の前所長や保育士が移管園を訪問する見守り訪問を引き続き実施します。

(3) 保護者意見の反映

選定委員会に、これまでどおり対象保育所の保護者代表に参画いただくとともに、移管法人候補者による保護者向けプレゼンテーションを実施し、その場で出された保護者意見も参考に選定審査を行います。また、移管法人選定後も、保護者代表、移管法人、市で構成する三者協議会を開催し、移管に伴う様々な事項（移管前後の保護者アンケートを含む）について協議し、三者の合意形成を図ります。

(4) 十分な情報提供

「基本的方向」素案の段階で移管予定園等の保護者を対象に保護者説明会を実施します。また、移管法人の選定前から法人の保育理念や保育内容を聞く機会を設けるとともに、移管法人決定後も保護者からの要望や必要に応じて移管法人の系列保育施設の見学会を設けます。加えて、三者協議会や様々な機会を捉え情報提供を行います。

(5) 建替を基本とした移管

施設の老朽化が進む公立保育所の民間移管に当たっては、移管法人による園舎建替を基本とした保育環境の改善を進めます。また、公立保育所の役割を整理の上で、今後、民間移管の対象保育所については、建替用地を確保するなど条件が整った保育所から順次計画に計上し、移管手続きを進めます。

加えて、施設整備に当たっては、建設前に保護者や保育士等職員の意見や要望を聞くよう引き続き移管法人に求めます。更に、これまで待機児童対策として利用定員の増を前提にした園舎の建設を進めてきましたが、待機児童数が減少した現状を踏まえ、今後、利用定員の増を移管や施設整備の必須条件とすることについて地域の実情に応じた検討を行います。

以上